

若手女性農業者連携活動支援事業実施要領

平成27年4月1日付け27農振第9号農政部長通知
一部改正 平成28年4月1日付け28農振第40号農政部長通知
一部改正 平成28年9月5日付け28農振第40-2号農政部長通知

第1 趣旨

本県では、女性農業者が農業就業人口の50%を占め、農村における担い手として重要な役割を果たしている。

今後、更なる活動を促進するため、若手女性農業者が、農業経営や技術の向上、農村地域の活性化等を目的に、仲間と相互連携を図りながら行う自主的な実践活動を支援する。

第2 事業の内容

1 長野県農業再生協議会（以下「協議会」という。）を事業実施主体とし、2の助成対象者に若手女性農業者連携活動支援事業助成金（以下「助成金」という。）を助成し、若手女性農業者グループの自主的な実践活動を支援する。

2 助成対象者

次のいずれかで結成されたグループ

- （1）年齢45歳以下で結成された、2名以上の県内在住女性農業者グループ
- （2）グループの全体人数のうち、3分の2以上が年齢45歳以下で結成された、3名以上の県内在住女性農業者グループ

3 助成対象経費

（1）助成の対象となる経費は、下表のとおりとする

区 分	内 容
謝金	外部講師等の謝金
旅費	普通旅費、外部講師等の旅費
需用費	消耗品費、原材料費、燃料費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
委託料	パッケージやラベルデザイン等の専門的業務の委託
使用料及び賃借料	会議・研修会場、物品、農地等の使用料及び賃借料
調査試験費	土壌調査等に要する費用
	上記に掲げるもののほか、知事が対象と認める経費

※備品（デジタルカメラ、パソコン、プリンター等）の購入は対象外とする。
宿泊の事業対象経費は、1人につき13,100円（1泊2食付）を上限とする。

(2) 販売収入が生ずる場合には、助成の対象となる経費から当該販売収入を控除した額を事業費の上限とする。

ただし、本助成金によらずに自らが栽培した農産物等を直売会等で販売した収入は、この限りではない。

4 助成額等

助成額は、助成の対象となる経費の2分の1以内の額とし、同一の助成対象者に対する助成額の上限を15万円とする。

なお、助成の対象となる経費（同一の助成対象者が複数の事業を実施する場合は、その経費の合計額）が5万円未満の事業は対象としない。

5 助成事業回数等

同一の助成対象者が、複数の事業を実施する場合においても、一事業実施計画とし、一事業年度に1回の助成とする。

第3 事業の実施

1 事業実施計画書の作成

長野県農業再生協議会長（以下「協議会長」という。）は、若手女性農業者連携活動支援事業実施計画書（様式第1号）を作成し、知事に提出し、承認を受けるものとする。

2 実施計画の承認協議

協議会長は、助成対象者の実施計画の承認を行なおうとするときは、様式第2号により知事に協議しなければならない。

3 実施計画の重要な変更

次に掲げる事項の変更は、1の規定を準用する。

(1) 30%を越える事業量及び補助事業に要する経費の変更

4 業務方法書の作成

協議会長は、助成金の助成を行おうとするときは、業務方法書を作成し、知事の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

第4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、実施計画の承認日から実施計画承認年度の3月31日までとする。

第5 事業実施状況の報告

1 協議会長は、毎年11月30日現在における実施状況を、12月15日までにとりまと

め、報告するものとする。

- 2 知事は、必要に応じて協議会長及び助成対象者に対し、事業実施状況等についての報告を求めることができる。この場合において、必要があると判断したときは、関係する資料の要求や現地調査を実施することができるものとする。この際、協議会長及び助成対象者は、知事の求めに応じ、当該資料の提出の要求や現地調査に協力するものとする。

第6 その他

- 1 知事は、交付決定、活動実績の状況（グループ名、代表者、構成員、事業内容、経費、助成額等）を、県ホームページで公表する。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農政部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年度事業から適用する。

(様式第1号)

若手女性農業者連携活動支援事業実施計画書（変更）

平成 年 月 日

長野県知事 様

長野県農業再生協議会長

1 事業の目的

2 若手女性農業者連携活動支援活動計画

事業内容	実施年月日	実施地区	活動内容	助成（予定） グループ数

3 経費内容

取組内容	事業（予定）量	補助事業に要する経費	県補助金	備考
若手女性農業者の自主的な 連携活動を支援する事業に 要する経費				
（1）助成金	グループ	円	円	
（2）事務費	式	円	円	
合 計		円	円	

4 事業完了（予定）年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（注）変更計画は、本様式を二段書きし、変更後の計画を下段に、変更前の計画を上段（ ）
で記載する。

(様式第2号)

年 月 日

長野県知事 様

長野県再生協議会長

若手女性農業者連携活動支援事業実施計画承認協議書

平成 年 月 日付け 第 号で承認された若手女性農業者連携活動支援事業について、下記のとおり実施計画を承認したいので、若手女性農業者連携活動支援事業実施要領第3の2に基づき協議します。

記

1 実施計画一覧

助成対象者	事業内容	実施年月	経 費	助成額
			円	円
合 計			円	円